

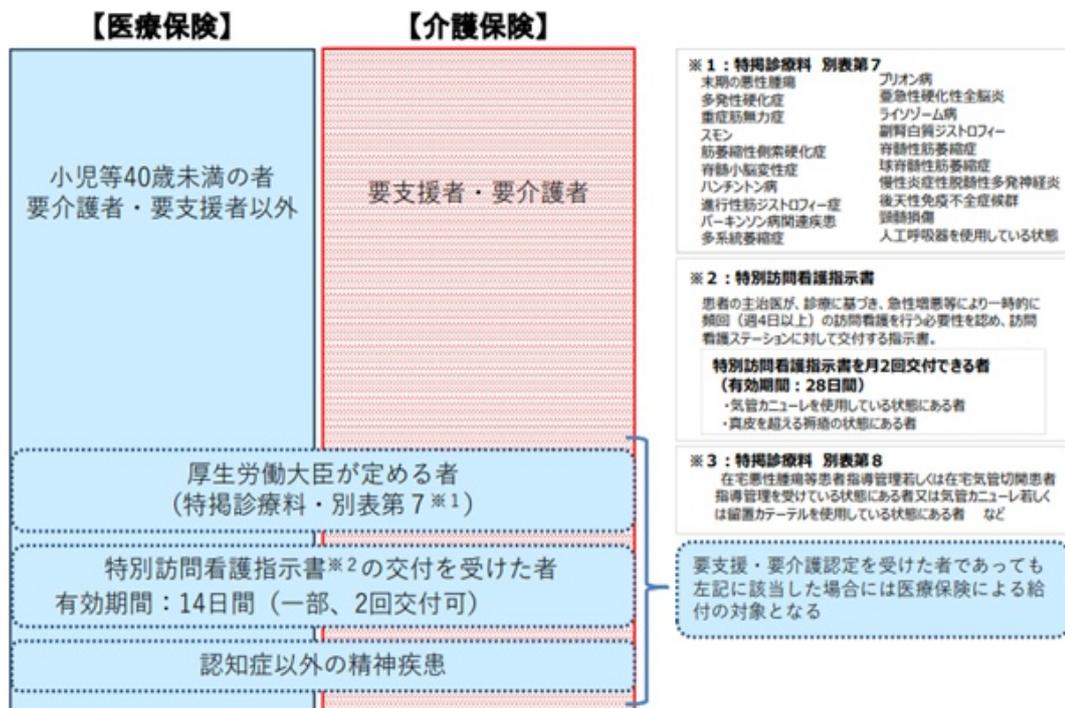
訪問看護

訪問看護は、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要介護者等の居宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行い、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものです。

原則として、要支援・要介護者に対する訪問看護は、介護保険により指定（介護予防）訪問看護事業者が提供し、その他の人に対する訪問看護は、医療保険により健康保険の指定訪問看護事業者等が提供します。

1. 対象者

医療保険と介護保険の訪問看護対象者のイメージ(図)



注）医療保険の給付の対象となる訪問看護は、原則週3日を限度として提供が可能であるが、厚生労働大臣が定める者（※1に該当（介護保険においては厚生労働大臣が定める疾病等））、特別訪問看護指示書の交付を受けた者（※2に該当）、厚生労働大臣が定める者（※3に該当（介護保険においては厚生労働大臣が定める状態））については、週3日を超過しての提供が可能。

2. 回数制限

(1) 介護保険

限度基準額内で実施

(2) 医療保険

原則週3日以内（急性増悪時や厚生労働大臣が定める疾患の方については、回数制限が緩和される場合があります。）

参考資料：厚生労働省：「訪問看護」社保審 - 介護給付費分科会 第182回（R2.8.19）P4